

≫手当や医療費の支援≪

○児童手当 『子育て支援課 ー2階10番窓口ー』

0歳から中学校修了前の子どもの養育者に対し、支給するものです。
 父母等で所得が高い方が公務員の場合は、所属庁へ申請してください。
 また、ご家庭の状況により現況届の提出（毎年6月）が必要な場合があります。
 ※対象者には現況届を送付します。

【支給対象者】0歳から15歳到達年度末（中学校修了）までの児童を養育している方

【支給額】0歳～3歳未満 月額15,000円
 3歳～小学校修了 第1子・第2子 月額10,000円
 // 第3子以降 月額15,000円
 中学生（一律） 月額10,000円
 ※出生・転入された方はその翌月分から支給対象となります。

【支給月】10月（6～9月分）、2月（10～1月分）、6月（2～5月分）

《必要なもの》 養育者の健康保険証・養育者名義の振込先がわかるものなど
 ※養育者と児童が別居している場合は、別居している児童（及び配偶者）の個人番号（マイナンバー）カードが必要になります。

→カードを所持していない場合、個人番号がわかるもの（個人番号通知カードなど）と、本人確認書類（運転免許証など）が必要になります。

※所得制限限度額（622万円を基準）があります。所得制限限度額を超えた場合、児童1人当たり月額5,000円となります。（特例給付）

また、所得上限限度額を超えた場合、児童手当や特例給付が支給されなくなります。

※令和6年10月分から、児童手当の制度が改正されます。

【おもな変更点】

	改正前	改正後
支給対象	15歳到達年度末（中学校修了）まで	<u>18歳到達年度末（高校卒業）まで</u>
所得制限	限度額・上限額あり	<u>所得制限なし</u>
支給額（月額）	3歳未満 15,000円 3歳～小学校修了 第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生 10,000円	3歳未満 第1子・第2子 15,000円 <u>第3子以降 30,000円</u> 3歳～ <u>高校生年代</u> 第1子・第2子 10,000円 <u>第3子以降 30,000円</u>
支払期	3回（2月、6月、10月） ※各前月までの4か月分を支給	<u>6回（偶数月）</u> ※各前月までの2か月分を支給

※改正内容は令和6年3月時点での情報です。

○**こども医療費** 『子育て支援課 ー2階10番窓口ー』

こどもが医療機関等でかかった医療費（保険診療分の自己負担額）を助成します。

【助成方法】

■現物給付（窓口払い不要）…窓口で医療費を支払わない方法

埼玉県内で現物給付を実施している医療機関等で受診する場合は、窓口でのお支払いが一部不要となります。必ず受診するたびに、医療機関等の窓口で受給資格証をご提示ください。同一の医療機関等（入院・通院別）で月額21,000円以上かかった場合は、月の初めに遡って一度お支払いの上、償還払いをご利用ください。

■償還払い…窓口で医療費をお支払いいただき、後日町から還付を受ける方法

支給申請書に、領収書の原本等必要書類を添付して子育て支援課にご提出ください。申請の受付を毎月10日で締め切り、月末に登録口座へ振り込みます。なお、振込通知は発送していませんので、通帳等でご確認ください。

※申請期限は、医療費を支払った翌日から起算して5年間です。

【支給対象年齢】

入院・通院ともに、18歳到達年度末まで

《必要なもの》 こどもの健康保険証・保護者名義の振込先がわかるものなど

※こどもの健康保険証が変更となった場合は、届出が必要です。

※入院時食事療養費、保険適用外（自費）の費用、第三者行為によるもの（交通事故など）は支給対象外です。

※学校や保育所等でケガをしたときは、災害共済給付（日本スポーツ振興センター）の対象になることがあります。その場合は、受給資格証は提示せず、一度医療費をお支払いください。

○**中学3年生インフルエンザ予防接種助成金** 『子育て支援課 ー2階10番窓口ー』

中学3年生の子どものインフルエンザ予防接種にかかる費用の一部を助成します。

◆対象接種期間 令和6年10月1日から令和7年1月31日

◆助成金額 接種費用から1,000円を除いた額（上限額5,000円）

※詳細は、9月以降に中学校や広報よしみなどを通してお知らせします。

○**未熟児養育医療** 『子育て支援課 ー2階10番窓口ー』

未熟児（出生体重が2,000g以下、または医師が入院を必要と認めた乳児）が指定医療機関に入院した場合、医療費の一部を公費で負担します。

※所得に応じて自己負担額が生じますが、こども医療費で助成します。

【対象年齢】 満1歳になる前日まで

○自立支援医療（育成医療） 『長寿福祉課 ー1階4番窓口ー』

治療によって効果の期待できる、身体に障がいのある、または放置すると将来、障がいを残すと認められる疾患のある18歳未満の児童に対し医療費助成を行っています。

なお、助成の受けられる医療機関は指定された育成医療機関です。

原則1割負担ですが、保護者の所得状況に応じて月額の上限があります。

【対象年齢】 18歳になるまで

○結核児童の療育給付

結核のため長期入院を必要とする児童が指定医療機関に入院した場合、医療費の一部を公費で負担します。

*世帯の所得税額に応じて、自己負担額が生じます。

【対象年齢】 18歳になるまで

◆問合せ先◆東松山保健所 TEL 0493-22-0280

住所 東松山市若松町2-6-45

○小児慢性特定疾病医療費助成制度

以下の疾病で治療を受けた場合、医療費の一部を公費で負担します。

【対象疾病】悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患

*受診者が加入する医療保険の被保険者の所得等に応じて、自己負担額が生じます。

【対象年齢】 18歳になるまで

※18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満まで延長することができる場合があります。

◆問合せ先◆東松山保健所 TEL 0493-22-0280

